

平成25年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

- 金融所得課税について、次の事項が改正されます。
 - 金融商品に係る損益通算範囲が拡大され、公社債等に対する課税方式が変更されます。
 - 小額上場株式等に係る配当・譲渡益等の非課税措置（日本版ISA）が拡充されます。
（非課税投資総額：最大500万円、非課税口座開設期間：平成26～35年（10年間））
- 消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。
 - 居住年：現行（～平成25年12月）
控除限度額：所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
 - 居住年：平成26年1月～3月
控除限度額：所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）
 - 居住年：平成26年4月～平成29年12月
控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）
※平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）です。
- 年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、市町村が公的年金の支払をする際に徴収する仮特別徴収額を、年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人住民税の2分の1に相当とする額とする等の見直しがなされます。
- 平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しがなされます。

法人県民税・県民税利子割

- 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人が除外され、利子等の支払を受ける個人に限定されます。これに伴い、法人県民税法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を法人県民税均等割額等へ充当又は還付する制度が廃止されます。

たばこ税

- 平成25年4月1日から、地方たばこ税の税率が次のとおり改正されました。
 - 一般の紙巻たばこ

道府県たばこ税	1,000本につき	1,504円	→	860円
市町村たばこ税	1,000本につき	4,618円	→	5,262円
合計	1,000本につき	6,122円	（変更なし）	
 - 旧3級品の紙巻たばこ

道府県たばこ税	1,000本につき	716円	→	411円
市町村たばこ税	1,000本につき	2,190円	→	2,495円
合計	1,000本につき	2,906円	（変更なし）	

自動車取得税

- 1 衝突被害軽減ブレーキを搭載した自動車に係る課税標準の特例措置（取得価額から350万円を控除する措置）の適用対象に車両総重量5トンを超える新車のバス等（乗車定員10人以上で立席のないもの）が追加されました。

適用期限は、平成25年4月1日から平成27年3月31日（車両総重量が12トンを超えるものについては、平成26年10月31日）です。

狩猟税

- 1 対象鳥獣捕獲員等に対する税率の特例措置が、平成28年3月31日まで3年延長されました。

固定資産税

- 1 耐震改修を行い、固定資産税の減額措置の対象となる住宅のうち「要安全確認沿道建築物」に該当する住宅について、減額措置が1年度分から2年度分に拡充されます。

（注）「要安全確認沿道建築物」とは、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震促進計画に記載された道路の区間にその敷地が接するもののうち、耐震基準を満たしていない建築物をいいます。

その他

- 1 延滞金等の割合の見直し（平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用します。）
 - (1) 延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合となります。
 - ① 年14.6%の割合の延滞金→当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合
 - ② 年7.3%の割合の延滞金→当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）

また、徴収の猶予等の適用を受けた場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）の延滞金については、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額が免除されます。

- (2) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合となります。
- (3) 法人の住民税・事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合となります。

（注）「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。